

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

○排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値。

【排ガス】

ばいじん : 0.03 (g/N m³) 塩化水素 : 20 (ppm)
硫黄酸化物 : 20 (ppm) 窒素酸化物 : 100 (ppm)
全水銀 : 50 (μg/N m³) 法的基準 ダイオキシン類 : 1 (ng-TEQ/N m³) 法的基準

【排水】

下水道法及び枚方市下水道条例に基づく基準を遵守する。

○排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

【排ガス】

年間6回（ダイオキシン類は年2回）

【排水】

年間12回（ダイオキシン類は年2回）

○その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

【運転管理】

- ・焼却炉へのごみ投入量が処理能力を超えないよう監視および制御する。
- ・全自動クレーンの採用により、焼却炉へのごみ投入作業時以外は、攪拌・積み替えによるごみの均一混合を行う。
- ・燃焼室と外気は、給じん装置にてごみによるシールで遮断されるように、投入ホッパレベルを監視して給じん装置により定量供給する。
- ・燃焼室中の燃焼ガス温度を連続測定する温度計（熱電対）を設置し、その値を連続記録する計器を設置する。
- ・燃焼ガス温度を800℃以上に保持できるように燃焼制御する。不慮の温度低下の場合は、助燃バーナを使用することにより、不完全燃焼を防止する。

- ・焼却灰の熱しゃく減量は10%以下とする。
- ・ボイラー水管にたい積するばいじんは、ボイラースタートブローにより定期的に除去する。除去しきれないばいじん、その他冷却設備のたい積ばいじんについては定期補修時に清掃除去する。
- ・ボイラー出口温度、二次ガス冷却装置出口温度を連続監視し、記録する。
- ・二次ガス冷却装置にて、電気集じん器入口ガス温度を220℃以下となるようにする。
- ・焼却灰と飛灰を分離して排出し貯留する。
飛灰については、混練機にてキレート剤（重金属固定剤）と混合して排出する。

【環境管理】

- ・煙突入口排ガス中の一酸化炭素濃度が1時間平均値100ppm（乾きガス基準、O₂12%換算）以下になるように監視する。
- ・煙突入口排ガス中の一酸化炭素濃度を連続測定する分析計を設置し、その値を連続記録する計器を設置する。
- ・電気集じん器、二次ガス冷却装置、湿式有害ガス除去装置で構成される排ガス処理設備を設けることにより、各有害ガスを届出数値以下まで除去する。
- ・施設建屋内ごみピットにごみを貯留し、施設稼働時は、ごみピット内空気を燃焼用空気として用い、悪臭の発散を防止する。休炉時には、脱臭装置で処理し、悪臭の発散を防止する。
- ・ごみピットに殺虫剤を必要に応じ散布し、蚊、はえ等の発生防止に努める。
- ・著しい騒音及び振動を発生する機器を必要に応じ、建屋内に設置し、防音、防振対策を行う。
- ・施設から生じる排水は、下水道法及び枚方市下水道条例に定められる基準まで処理し放流する。

【設備管理】

- ・消防法等に準拠し、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を設置する。
- ・各設備の機能を維持するために、日常点検及び定期整備に努める。
- ・施設の維持管理は、市が実施する。
- ・施設の維持管理に係る日常点検、定期整備等の記録を作成し、3年間保存する。